

事由B：診断書に関する補足資料

証明書として認められるためには、申込みの時点においても「就労困難」であることを記載内容により確認できることが必要です。例えば、以下の(例1)のケースは認められますが、(例2)は申込みの時点において就労困難であることが確認できないため、認められません。

(例1) 証明書として認められる例

- ・ 診断書発行日：2026年4月1日
- ・ 診断書の内容：2026年3月1日から3か月以上就労困難と診断する。
- ・ 申請日：2026年5月1日

申請日の時点において、3月から3か月以上就労困難な状態が続いていることが確認できるため。

(例2) 証明書として認められない例

- ・ 診断書発行日：2026年4月1日
- ・ 診断書の内容：2026年1月1日から3か月以上就労困難であった。
又は、2026年1月1日から現在まで就労困難である。
- ・ 申請日：2026年5月1日

申請日の時点において、診断書が発行されてから半年が経過しており、現在(2026年5月1日時点)も引き続き就労困難か不明であるため。

以 上